

○軽微な変更について

居宅サービス計画を変更する際には、原則としてケアプラン作成にあたっての一連の業務（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。）第13条第3号から第11号まで）を行うことが必要ですが、利用者の希望により、ケアプランの「軽微な変更」を行う場合には、その必要はないものとされています。

この「軽微な変更」の判断基準について、ふじみ野市における基本的な考え方を整理したので、事務の参考にしてください。

1 「軽微な変更」の前提条件

利用者の状況に変化がなく、援助の方針（課題目標等）に変更がないことが前提で、利用者の希望による変更であること。

● ケアプランの「軽微な変更」例

①	サービス提供の曜日変更	本人・家族の都合による単なる曜日の変更の場合。
②	サービス提供の回数変更	<p>援助の方針（課題目標等）に変更がない場合で、同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減の場合。</p> <p>例) サービス担当者会議では週2回の利用で検討していたが、開始するに当たり、雰囲気慣れるため、まずは週1回の利用を始め、その後、週2回に変更する場合など。</p> <p>ただし、複数のサービスにおいて回数の増減があった場合は、軽微な変更としない。</p> <p>なお、利用回数の増減による利用者に対する影響等については、サービス事業所等との十分な情報共有に努めること。</p>
③	利用者の住所変更	<p>住居表示の変更等で住所の変更があった場合、また、日常生活圏域内での転居で、同居者や支援者等生活環境等に変化がない場合。</p> <p>なお、住所が変わることに付随する利用者の状況の変化（住環境（エレベーターの有無等）、家族構成（子どもと同居等）等が変わる場合）については、アセスメントの必要性やケアプランの見直し等、充分考慮すること。</p>

④	事業所の名称変更	居宅介護支援事業所、サービス事業所の名称のみ変更する場合。
⑤	目標期間の延長	<p>目標は一定の期間内で達成可能なものを設定すべきであるが、目標期間の終了時に評価を行い、担当者に照会等により意見を求め、目標期間の延長が認められた場合。</p> <p>ただし、目標期間の延長をする際には、当該目標が目標期間に達成可能かどうか十分検討すること。（本人が具体的にやるべきことが分かり、意欲の湧くような評価しやすい目標・期間を設定すること。）</p>
⑥	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	<p>福祉用具の同一種目における、機能の変化を伴わない用具の変更の場合。</p> <p>例) 歩行器A → 歩行器B</p>
⑦	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更の場合。</p> <p>例) ・サービス事業所の閉鎖 ・事業所の雰囲気合わない 等</p> <p>注) ニーズの変更が原因となる場合は、軽微な変更としない。 例) ・リハビリ専門職のいない事業所から、リハビリ専門職のいる事業所への変更 → ニーズの変更 ・半日利用から1日利用への変更 → ニーズの変更</p> <p>なお、事業所を変更することで利用者に不利益が生じないように、変更前後のサービス事業所や担当介護支援専門員との十分な情報の共有に努めること。</p>
⑧	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	<p>第1表の「総合的な援助の方針」や第2表の「生活全般の解決すべき課題」、「目標」、「サービス種別」等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合。</p> <p>例) ・デイケアにおける、サービス提供時間や加算に変更が生じない運動器具や運動メニュー等の変更</p> <p>注) ニーズの変更が原因となる場合は、軽微な変更としない。 例) ・訪問介護において、サービス内容を買い物から掃除へ変更する場合 → ニーズの変更</p>

⑨	担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更で、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有しており、情報の共有、利用者についての共通理解ができている場合。
---	--------------	--

※その他の軽微な変更については、「軽微な変更」の前提条件に該当するかどうかを判断基準とし、判断のつかない場合には個別に対応しますので、保険者へご相談ください。

2 「軽微な変更」に該当する場合の事務処理

「軽微な変更」に該当すると判断した場合、ケアプランに変更日・変更点を記載する（変更箇所が分かるように見え消しで修正する）とともに、その判断根拠や内容、利用者から同意を受けた旨を「支援経過」に記録すること。また、利用者及び家族、第2表に位置付けたサービス事業所等に、「軽微な変更」の内容を周知し、その旨を記録すること。

軽微な変更を行う場合には、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではないが、介護支援専門員がサービス事業所へ周知したほうが良いと判断した場合、サービス担当者会議を開催することを妨げない。